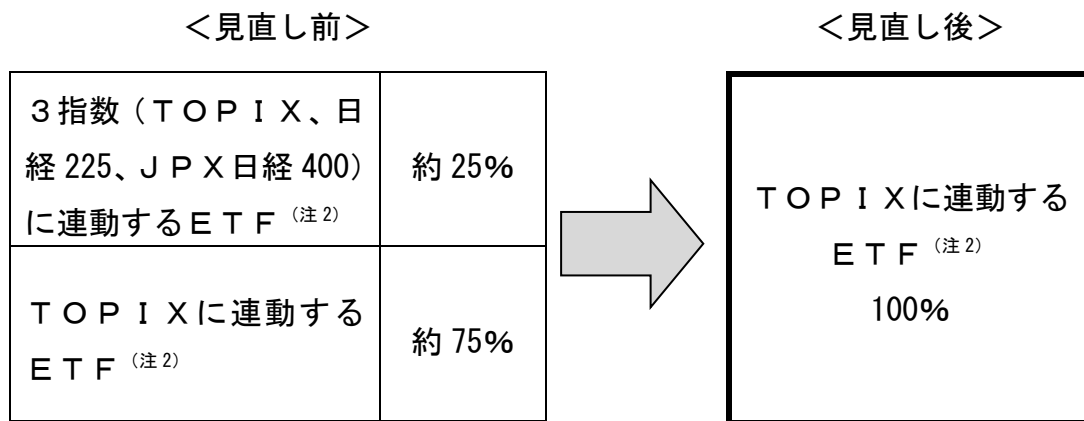


ETFの買入れの運営について

日本銀行は、2021年3月18・19日の政策委員会・金融政策決定会合において、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」の一部改正を決定しました。

これを受け、ETFの銘柄別の買入額を見直し、2021年4月1日から以下のとおり買入れを運営することとします^(注1)。



(注1) 「設備投資および人材投資に積極的に取り組んでいる企業を支援するための指数連動型上場投資信託受益権買入等に関する特則」に基づくETFの買入れについては、別に定める基準に基づき適格とする指数に連動するよう運用される銘柄を対象に実施します。

(注2) 銘柄毎の市中流通残高に概ね比例するように買入れます。

以 上

<照会先>

日本銀行金融市場局市場調節課 中嶋 (03-3277-1234)、小坂田 (03-3277-1272)